

令和5年

第5回 南魚沼市農業委員会総会会議録

日 時 令和5年5月25日 午前9時00分～
場 所 南魚沼市役所大和庁舎（旧議場）
招集者 南魚沼市農業委員会長 並木 孝夫

- 日程 1 会期の決定について
- 日程 2 会議録署名委員の指名について(15番井上 秀樹委員、16番駒形 哲也委員)
- 日程 3 諸般の報告 : 別紙のとおり
- 日程 4 第1号報告 農地法の規定に基づく届出の報告について
- 日程 5 第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請について
- 日程 6 第2号議案 農地法第4条の規定による許可申請について
- 日程 7 第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請について
- 日程 8 第4号議案 農用地利用集積計画（案）について
- 日程 9 協議第1号 農用地利用集積等促進計画案の意見聴取について
- 日程 10 その他

- 令和5年5月30日（火）～31日（水）
 - ・全国農業委員会会長大会
【東京都 文京シビックホール】 <会長>

- 令和5年6月6日（火）
 - ・市町村農業委員会事務局長会議 13：30～
【新潟市 新潟県自治会館】 <局長>

- 令和5年6月10日（土）
 - ・南魚沼市認定農業者との意見交換会 14：00～
【ふれ愛支援センター 多目的ホール】 <全員、事務局>

- 令和5年6月14日（水） 13：40～
 - ・三用小学校 食育出前授業 <東・大崎地区委員、事務局>

- 令和5年6月15日（木） 10：30～
 - ・第86回常設審議委員会
【新潟市 JA新潟ビル】 <会長>

- 令和5年6月16日（金） 13：40～
 - ・蕨神小学校 食育出前授業 <浦佐・蕨神地区委員、事務局>

- 令和5年6月26日（月） 13：30～
 - ・第134回新潟県農業会議通常総会
 - ・新潟県農業会議臨時総会
 - ・市町村農業委員会会長会議
【新潟市 新潟東映ホテル】 <会長>

- 令和5年6月27日（火） 9：00～
 - ・第6回農業委員会総会
【大和庁舎 旧議場】 <全員>

出席委員は次のとおりである。

1 番	中俣 渉	2 番	西野 徳光	3 番	宮田 京子
4 番	荒川 敦	5 番	片桐 京	6 番	山崎 輝代
7 番	田村 芳文	8 番	中島 修	9 番	南雲 廣悦
10 番	棚村 光正	11 番	大平 泰弘	12 番	原澤 眞
13 番	林 昭彦	14 番	牛木 友哉	15 番	井上 秀樹
16 番	駒形 哲也	17 番	中島 直樹	18 番	関 匡和
19 番	並木 孝夫				
推 1 番	島田 徳敏	推 2 番	佐々木 大輔	推 3 番	小野塚 真
推 4 番	上村 正明	推 5 番	佐藤 勝美	推 6 番	林 秀夫
推 7 番	長谷川 政一	推 8 番	勝又 信行	推 9 番	青木 悦夫
推 10 番	志太 要一	推 11 番	篠田 猛	推 12 番	高橋 正男
推 13 番	櫻井 隆	推 14 番	山田 久雄	推 15 番	上村 良男
推 16 番	高村 英男	推 17 番	山本 晴夫	推 18 番	小杉 一明
推 19 番	関 英夫	推 20 番	桑原 善和	推 21 番	井口 博
推 22 番	水澤 利徳	推 23 番	高野 作栄喜	推 24 番	貝瀬 茂利

欠席委員はなしである。

遅刻委員はなしである。

早退委員はなしである。

傍聴者はなしである。

事務局員は次のとおりである。

農業委員会事務局長	古藤 健一	農地係係長	一之谷浩太郎
農地係主事	田村 萌		

(会長、議長席に着く)

(9時00分開会)

議長 令和5年第5回南魚沼市農業委員会総会を開会いたします。
本日は、農業委員が19名、推進委員が24名で合計43名の出席ですので総会は成立します。

日程1 会期の決定について

議長 日程1 会期の決定については本日一日限りにしたいと思いますがご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認め会期は本日一日といたします。

日程2 会議録署名委員の指名について

議長 日程2 会議録署名委員の指名については議長に一任いただけますでしょうか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、15番井上秀樹委員、16番駒形哲也委員をお願いいたします。

日程3 諸般の報告

議長 日程3 諸般の報告について、別紙のとおりですが皆様方から何かありますでしょうか。古藤局長。

古藤局長 諸般の報告の最初の項目にあります農地利用最適化推進委員の評価委員会の結果を報告いたします。

最適化推進委員につきましては、農業委員と同様に令和5年3月1日から同31日まで募集期間を設け、その結果、

他薦・自薦を含めて定数 24 名のところを 25 名の応募がありました。それを受けまして、先月総会の終了後に評価委員会で慎重審議をし、応募者の経歴等を考慮したうえで 24 名の委員を決定させていただきました。選ばれた方については結果通知を送付しております。正式には、農業委員と同様に令和 5 年 7 月 20 日の総会で委嘱状をお渡しする予定となっておりますが、とりあえずは 24 名が決定したということをご報告させていただきます。以上です。

議長

他にございますでしょうか。無いようですので、諸般の報告を終了させていただきます。

日程 4 第 1 号報告 農地法の規定に基づく届出の報告について

議長

日程 4 第 1 号報告 農地法の規定に基づく届出の報告についてを議題といたします。事務局より説明を求めます。一之谷係長。

一之谷係長

(第 1 号報告朗読)

(1) 農地転用事実確認書の交付について

3 ページをご覧ください。前回総会以降 2 件の事実確認書を交付しています。いずれも転用目的どおり完成しています。

(2) 農地法第 18 条第 6 項の賃貸借の解約通知について
5 ページをご覧ください。こちらは 24 件です。

1 番、五箇の田 1 筆で、借受人高齢による解約です。

2 番、市野江甲の田 1 筆で、第三者との売買のための解約です。

3 番、芹田の田 2 筆で、第三者との貸借契約のための解約です。後ほど利用権の設定があがってきます。

4 番から 7 番までは借受人の方が同じ方の案件です。

4 番、契約期間の見直しのための解約です。

5 番、契約期間の見直しのための解約です。

6 番、契約期間の見直しのための解約です。

7番、契約期間の見直しのための解約です。

いずれも後ほど利用権の設定があがってきます。

8何、9番は借受人が同じ方の案件です。

8番、大桑原の田1筆で、第三者との貸借契約のための解約です。

9番、大桑原の田1筆で、第三者との貸借契約のための解約です。

いずれも後ほど利用権の設定があがってきます。

10番、東泉田、大月の田5筆で、第三者との売買のための解約です。こちらは新潟県農林公社との中間管理を利用した貸借契約です。後ほど農用地利用集積計画のあっせん売買があがってきます。

11番から17番までは同じ借受人の方の案件です。いずれも契約内容の見直しのための解約で、後ほど利用権の設定があがってきます。

18番、青木新田の田3筆で、第三者との売買のための解約です。こちらについても新潟県農林公社を通した貸借契約で、後ほど農用地利用集積計画のあっせん売買があがってきます。

19番、寺尾の田5筆で、借受人の都合による解約です。

20番、吉里の田2筆で、借受人の都合による解約です。

21番、22番は同じ借受人の方の案件です。

21番、栃窪の田1筆で、借受人の都合による解約です。

22番、栃窪の田2筆、借受人の都合による解約です。

いずれも後ほど利用権の設定があがってきます。

23番、泉盛寺の田1筆、借受人高齢による解約です。

24番、下一日市の田1筆、転用のための解約です。後ほど4条申請があがってきます。

(3) 使用貸借の解約について

12ページをご覧ください。こちらは2件です。

1番、桐沢、荒山の田10筆、第三者との貸借契約のための解約で、後ほど利用権の設定があがってきます。

2番、八竜新田の田2筆、第三者との貸借契約のための解約です。後ほど利用権の設定があがってきます。

(4) 農地法の適用を受けない事実確認について
14 ページをご覧ください。こちらは4件です。

1番、樺野沢の登記田、現況原野の1筆、39㎡です。資料は1-2ページをご覧ください。こちらは道路に隣接した法面で耕作が難しく、昭和20年ごろに耕作放棄地化した土地です。現地は4月7日に宮田京子委員からご確認いただいております。

2番、塩沢の登記田、現況原野の1筆、87㎡です。資料は3-4ページをご覧ください。こちらは、過去に農地法上の農地から外れた土地になります。現地は4月17日に上村正明委員からご確認いただいております。

3番、仙石の登記田、現況雑種地の1筆、84㎡です。資料は5-6ページをご覧ください。こちらは進入路が無く、日照等の耕作条件が悪い農地のため耕作放棄地化した土地です。農地でなくなった詳細な年月日は不詳です。現地は4月26日に高村英男委員から現地をご確認いただいております。

4番、宮の登記田、現況雑種地の1筆、9.78㎡です。資料は7-8ページをご覧ください。こちらは住宅と水路の間の狭隘な土地で、耕作条件が悪く耕作放棄地化した土地です。農地でなくなったのは昭和の頃とのことですが、詳細な年月日については不明です。現地は4月26日に山本晴夫委員からご確認いただいております。

第1号報告については以上です。

議長

ただいまの報告につきまして質疑を行います。

(質問、意見なし)

無いようですので第1号報告を終了させていただきます。

日程5 第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請について

議長

日程5 第1号議案 農地法第3条の規定による許可申

請についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。一之谷係長。

一之谷係長

(第1号議案朗読)

16 ページをご覧ください。今月の3条申請は7件です。

60番、売買による所有権移転です。舞台の畑1筆56㎡で、対価は㎡あたり893円です。こちらは譲受人の自宅と隣接している農地です。申請理由は経営規模拡大のためです。

61番、売買による所有権移転です。津久野の畑1筆140㎡で、対価は㎡当たり700円です。こちらは譲受人の所有農地と相分けになっている農地です。申請理由は経営規模拡大のためです。

62番、売買による所有権移転です。君帰の田1筆163㎡で、対価は㎡当たり613円です。こちらは譲受人の所有農地と相分けになっている農地です。申請理由は経営規模拡大のためです。

63番、売買による所有権移転です。欠之上の畑1筆167㎡で、対価は㎡当たり1,000円です。こちらは譲受人の自宅と隣接している農地です。申請理由は新規就農のためで、農地取得後は自家消費野菜を栽培するとのことです。

64番、売買による所有権移転です。下一日市の畑1筆122㎡で、対価は㎡当たり549円です。こちらは譲渡人の所有している宅地と一体で購入するものです。申請理由は新規就農のためで、農地取得後は自家消費野菜を栽培するとのことです。

65番、贈与による所有権移転です。今町の田1筆300㎡です。申請者は兄弟の間柄です。申請理由は新規就農のためで、農地取得後は自家消費野菜を栽培するとのことです。

66番、賃借権の設定で、期間は10年間です。塩沢の田1筆637㎡で、対価は30kgです。申請理由は経営規模拡大のためです。

第1号議案については以上です。

議 長

ただいまの説明について質疑を行います。

(質問、意見なし)

無いようですので、質疑終わりにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、よってお諮りをいたします。第1号議案については原案のとおり承認するにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、第1号議案は全て承認されました。

日程6 第2号議案 農地法第4条の規定による許可申請について

議長

日程6 第2号議案 農地法第4条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。一之谷係長。

一之谷係長

(第2号議案朗読)

19ページをご覧ください。今月の4条申請は1件です。

7番、下一日市の田1筆、畑2筆、合計3筆463㎡、転用目的は一般住宅及び車庫建築のためです。資料は9-11ページです。申請の内容ですが、一般住宅及び車庫建築をするものであります。また、亡くなった父が、昭和49年に車庫を建築し、平成7年に居宅及び物置を新築した際、建物の外構工事部分が農地に入り込んでおりました。測量したところ、農地転用の許可を受けていないことがわかり、この度、転用申請に至りました。

この農地については、1種、3種農地以外で生産性の低い農地で、第2種農地であります。集落に接続した農地を一般住宅に使用するものであり、一般住宅適正面積の目安以上の規模ではあります。利用計画図から計画面積は適当であると判断し、許可相当であると考えています。

議 長

第2号議案については以上です。

ただいまの説明について質疑を行います。

(質問、意見なし)

無いようですので質疑終わりにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、よってお諮りをいたします。第2号議案農地法第4条の規定による許可申請については原案のとおり承認するにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、第2号議案については原案のとおり承認されました。

日程7 第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請について

議 長

日程7 第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。一之谷係長。

一之谷係長

(第3号議案朗読)

21 ページをご覧ください。今月の5条申請は2件です。

24番、宮の田1筆419㎡、売買による所有権移転で転用目的は一般住宅建築です。資料については12-14ページです。申請の内容ですが、申請地を譲受け、一般住宅建築及び冬期間の堆雪場にするものであります。

この農地については、1種、3種農地以外で生産性の低い農地で、第2種農地であります。集落に接続した農地を一般住宅に使用するものであり、一般住宅適正面積の目安以上の規模であります。堆雪場の必要性から計画面積

は適当であると判断し、許可相当であると考えています。

25番、五日町の畑1筆472㎡、使用貸借権の設定で転用目的は一般住宅建築です。資料については15-17ページです。申請の内容ですが、現在の住居に家族が増え、手狭になったことから一般住宅を建築するものであります。

この農地については、都市計画法で定められた用途区域内にある第3種農地となります。一般住宅適正面積の目安以内の規模であり、原則許可ということになります。

以上です。

議 長

関係委員がおられます。農業委員2番西野徳光委員の除斥を求めます。

(2番西野委員退席)

21ページ 25番案件についてのみ質疑を行います。

(質問、意見なし)

無いようですので、質疑終わりにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、よってお諮りをいたします。21ページ25番案件については原案のとおり承認するにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、25番案件については原案のとおり承認されました。西野委員の除斥を解きます。

(2番西野委員着席)

それでは、先に承認された案件を除く他の案件について

の質疑を行います。

(質問、意見なし)

無いようですので質疑終わりにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、よってお諮りをいたします。第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請については原案のとおり承認するにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、第3号議案については原案のとおり承認されました。

日程8 第4号議案 農用地利用集積計画(案)について

議長

日程8 第4号議案 農用地利用集積計画(案)についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。一之谷係長。

一之谷係長

(第4号議案朗読)

23ページからになります。全部で99件です。

484番、東泉田、大月の田5筆3,233㎡、売買による所有権移転で、対価については㎡当たり400円です。申請理由は経営規模拡大のためです。資料は18-20ページをご覧ください。

485番、青木新田の田3筆3,030㎡、売買による所有権移転で、対価については㎡当たり495円です。申請理由は経営規模拡大のためです。資料は21ページをご覧ください。

486番、浦佐の田3筆、賃借権の設定で、対価については全部で60kgです。申請理由は経営規模拡大のためです。

487番、浦佐の田1筆、賃借権の設定で、対価は10a当

たり 25,000 円です。申請理由は経営規模拡大のためです。

488 番、浦佐の田 1 筆、賃借権の設定で、対価は 10 a 当たり 25,000 円です。申請理由は経営規模拡大のためです。

489 番、芹田の田 2 筆、賃借権の設定で、対価は 10 a 当たり 90 kg です。申請理由は経営規模拡大のためです。

490 番から 493 番までは同じ借受人の方の案件です。

490 番、市野江乙の田 3 筆、賃借権の設定で、対価は 10 a 当たり 60kg です。申請理由は経営規模拡大のためです。

491 番、市野江乙の田 3 筆、賃借権の設定で、対価は 10 a 当たり 60kg です。申請理由は経営規模拡大のためです。

492 番、市野江乙の田 1 筆、賃借権の設定で、対価は 10 a 当たり 60kg です。申請理由は経営規模拡大のためです。

493 番、市野江乙の田 2 筆、賃借権の設定で、対価は 10 a 当たり 60kg です。申請理由は経営規模拡大のためです。

494 番、城山新田、五日町の田 12 筆、賃借権の設定で、対価は 10 a 当たり 90kg です。申請理由は経営規模拡大のためです。

495 番、496 番は同じ借受人の方の案件です。

495 番、海士ケ島新田の田 1 筆、賃借権の設定で、対価は 10 a 当たり 90kg です。申請理由は経営規模拡大のためです。

496 番、柳古新田、海士ケ島新田の田 5 筆、賃借権の設定で、対価は 10 a 当たり 90kg です。申請理由は経営規模拡大のためです。

497 番、大桑原の田 1 筆、賃借権の設定で、対価は 10 a 当たり 24,000 円です。申請理由は経営規模拡大のためです。

498 番、大桑原の田 1 筆、賃借権の設定で、対価は 10 a 当たり 24,000 円です。申請理由は経営規模拡大のためです。

499 番、大桑原の田 1 筆、賃借権の設定で、対価は 10 a 当たり 24,000 円です。申請理由は経営規模拡大のためです。

500 番、茗荷沢の田 1 筆、賃借権の設定で、対価は 10 a 当たり 24,000 円です。申請理由は経営規模拡大のためです。

501 番、桐沢、荒山の田 10 筆、賃借権の設定で、対価は全部で 6 俵です。申請理由は経営規模拡大のためです。

502 番から 508 番は同じ借受人の方の案件ですので、まとめて説明をさせていただきます。

いずれも賃借権の設定で、対価は 10 a 当たり 60kg です。申請理由は経営規模拡大のためです。

509 番、山口の田 3 筆、賃借権の設定で、対価は 10 a 当たり 60kg です。申請理由は経営規模拡大のためです。

510 番、新堀新田の田 3 筆、賃借権の設定で、対価は 10 a 当たり 90kg です。申請理由は経営規模拡大のためです。

511 番、野田の田 2 筆、賃借権の設定で、対価は 10 a 当たり 60kg です。申請理由は経営規模拡大のためです。

512 番、大杉新田の田 2 筆、賃借権の設定で、対価は 10 a 当たり 60kg です。申請理由は経営規模拡大のためです。

513 番、吉里の田 7 筆、賃借権の設定で、対価は 10 a 当たり 20,000 円です。申請理由は経営規模拡大のためです。

514 番から 516 番までは同じ借受人の方の案件です。

514 番、栃窪の田 1 筆、賃借権の設定で、対価は 10 a 当たり 60 kg です。申請理由は経営規模拡大のためです。

515 番、栃窪の田 2 筆、賃借権の設定で、対価は 10 a 当たり 60kg です。申請理由は経営規模拡大のためです。

516 番、栃窪の田 7 筆、賃借権の設定で、対価は 10 a 当たり 45kg です。申請理由は経営規模拡大のためです。

517 番、中の田 4 筆、賃借権の設定で、対価は 10 a 当たり 75kg です。申請理由は経営規模拡大のためです。

518 番から 529 番までは同じ借受人の方の案件です。

いずれも賃借権の設定で、対価は 10 a 当たり 75kg です。申請理由は経営規模拡大のためです。

530 番、泉盛寺の田畑 15 筆、賃借権の設定で、対価は全部で 2 俵です。申請理由は経営規模拡大のためです。

531 番、八竜新田の田 3 筆、賃借権の設定で、対価は 10 a 当たり 60kg です。申請理由は経営規模拡大のためです。

532 番、大木六の田 2 筆、賃借権の設定で、対価は 10 a 当たり 21,000 円です。申請理由は経営規模拡大のためです。

533 番、仙石、徳田新田の田 3 筆、賃借権の設定で、対価

は 10 a 当たり 90kg です。申請理由は経営規模拡大のためです。

534 番、吉山新田の田 4 筆、賃借権の設定で、対価は 10 a 当たり 90 kg です。申請理由は経営規模拡大のためです。

535 番、仙石、舞子の田 4 筆、賃借権の設定で、対価は 10 a 当たり 90kg です。申請理由は経営規模拡大のためです。

536 番、舞子、中子新田甲の田 4 筆、賃借権の設定で、対価は 10 a 当たり 60kg です。申請理由は経営規模拡大のためです。

537 番、舞子の登記雑種地、現況田 1 筆、賃借権の設定で、対価は 10 a 当たり 70kg です。申請理由は経営規模拡大のためです。

538 番、舞子の田 6 筆、賃借権の設定で、対価は 10 a 当たり 70kg です。申請理由は経営規模拡大のためです。

539 番、徳田新田の田 2 筆、賃借権の設定で、対価は 10 a 当たり 90kg です。申請理由は経営規模拡大のためです。

540 番、万条新田の田 8 筆、賃借権の設定で、対価は 10 a 当たり 60kg です。申請理由は経営規模拡大のためです。

541 番、542 番は同じ借受人の方の案件です。

541 番、大沢の田 6 筆、賃借権の設定で、対価は 10 a 当たり 60kg です。申請理由は経営規模拡大のためです。

542 番、大沢の田畑 9 筆、賃借権の設定で、対価は 10 a 当たり 60kg です。申請理由は経営規模拡大のためです。

543 番、三郎丸の田 6 筆、賃借権の設定で、対価は 10 a 当たり 60 kg です。申請理由は経営規模拡大のためです。

544 番、545 番は同じ借受人の方の案件です。

544 番、三郎丸の田 1 筆、賃借権の設定で、対価は 10 a 当たり 20,000 円です。申請理由は経営規模拡大のためです。

545 番、早川の田 5 筆、賃借権の設定で、対価は 10 a 当たり 60kg です。申請理由は経営規模拡大のためです。

546 番、枝吉の田 5 筆、賃借権の設定で、対価は 10 当たり 90kg です。申請理由は経営規模拡大のためです。

547 番、長崎の田 9 筆、賃借権の設定で、対価は 10 a 当たり 60kg です。申請理由は経営規模拡大のためです。

548 番、長崎の田 3 筆、賃借権の設定で、対価は 10 当たり 60kg です。申請理由は経営規模拡大のためです。

549 番、野田の田 1 筆、使用貸借権の設定です。申請理由は経営規模拡大のためです。

550 番、八竜新田の田 2 筆、使用貸借権の設定で、申請理由は経営規模拡大のためです。

551 番から 560 番までの案件は新潟県農林公社を介した貸借となります。こちらは今年の 3 月末の農用地利用配分計画の終了に伴う集積一括方式への変更により、農林公社からの借受を農用地利用集積計画の中で審議するものです。ですので、それぞれが関連案件となります。

551 番、552 番、雷土の田 3 筆、賃借権の設定で、対価は 10 a 当たり 20,000 円です。551 番で新潟県農林公社へ中間管理権を設定した貸し付けを行い、552 番で中間管理機構から耕作者へと貸し付けが行われています。

553 番、554 番、山口の田 2 筆、賃借権の設定で、対価は 10 a 当たり 17,000 円です。553 番で新潟県農林公社へ中間管理権を設定した貸し付けを行い、554 番で中間管理機構から耕作者へと貸し付けが行われています。

555 番、556 番、中子新田甲、丸池新田の田 5 筆、賃借権の設定で、対価は 10 a 当たり 18,000 円です。555 番で新潟県農林公社へ中間管理権を設定した貸し付けを行い、556 番で中間管理機構から耕作者へと貸し付けが行われています。

557 番、558 番、舞子の田 5 筆、賃借権の設定で、対価は 10 a 当たり 17,500 円です。557 番で新潟県農林公社へ中間管理権を設定した貸し付けを行い、558 番で中間管理機構から耕作者へと貸し付けが行われています。

559 番、560 番、仙石、舞子の田 3 筆、使用貸借権の設定です。559 番で新潟県農林公社へ中間管理権を設定した貸し付けを行い、560 番で中間管理機構から耕作者へと貸し付けが行われています。

561 番から 582 番までは賃借権の再設定となりますので説明を割愛させていただきます。以上です。

議 長

関係委員がおられます。農業委員 1 番中俣渉委員の除斥

を求めます。

(1 番中俣委員退席)

30 ページ 511 番、512 番案件、39 ページ 549 番案件、
44 ページ 574 番案件についてのみ質疑を行います。

(質問、意見なし)

無いようですので、質疑終わりにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、よってお諮りをいたします。30 ページ
511 番、512 番案件、39 ページ 549 番案件、44 ページ
574 番案件については原案のとおり承認するにご異議ござい
ませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、511 番案件、512 番案件、549 番案件、
574 番案件については原案のとおり承認されました。中俣委
員の除斥を解きます。

(1 番中俣委員着席)

続いて、農業委員 13 番林委員の除斥を求めます。

(13 番林委員退席)

39 ページ 547 番案件についてのみ質疑を行います。

(質問、意見なし)

無いようですので、質疑終わりにご異議ございません

か。

(異議なしの声)

異議なしと認め、よってお諮りをいたします。39 ページ 547 番案件については原案のとおり承認するにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、547 番案件については原案のとおり承認されました。林委員の除斥を解きます。

(13 番林委員着席)

それでは、先に承認された案件を除く他の案件についての質疑を行います。14 番牛木委員。

14 番牛木委員

この春以降、中間管理機構を利用した契約の方式が変わりましたが、従来であれば中間管理機構を通した契約は農業委員会では審議をしていない部分もありました。その中で、中間管理機構を通した契約に関する今後のスケジュールがあれば教えていただけますでしょうか。従来の利用集積と同様に審議後速やかに効力が発揮されるものなのでしようか。

議 長

一之谷係長。

一之谷係長

こちらの新潟県農林公社を介した貸借契約についてですが、従来の配分計画から集積一括方式に方式が変更されております。従来と異なる点といたしましては、農業委員会で審議したものが農用地利用集積計画の公告を行うことによって、すぐに効力が発生します。つきましては、ほかの案件と同様に総会終了後に公告いたしますので、中間管理を介した貸借もほかの案件と同様のタイミングで貸借権が発生するような形になります。

議 長

14 番牛木委員。

14 番牛木委員

今までの中間管理機構を通した契約より審議に時間がかからなくなるということでしょうか。

議 長

古藤局長。

古藤局長

これはスケジュールに関しての補足なのですが、これまでの配分計画では皆様から申請を上げていただいた後2か月ほどお時間を頂戴しておりました。しかし、集積一括方式では逆でして、今回の案件を例に挙げますと実際のところは3月くらいに農協から申請書類があがってきておりました、2か月経ってようやく審議しているような形になります。ですので、申請から公告までの期間は変わらず、今まで後ろにあったものが前になっていると考えていただければと思います。

議 長

14 番牛木委員。

14 番牛木委員

今の話で理解できました。ただ、今まで利用集積で申請からあまり時間をかけずに公告されていたものが、中間管理機構を通す契約方式に移行することで、利用集積よりも時間がかかるようになってしまうということでしょうか。

議 長

古藤局長。

古藤局長

基本的にはそういうことになります。利用集積と比べると時間はかかります。

議 長

牛木委員、今の話でよろしいでしょうか。他にありますか。でしょうか。

(質問、意見なし)

無いようですので、質疑終わりにご異議ございません

か。

(異議なしの声)

異議なしと認め、よってお諮りをいたします。先に承認された案件を除く他の案件については原案のとおり承認するにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、第4号議案は全て承認されました。

議 長

暫時休憩といたします。

(9時50分休憩)

議 長

引き続き議事を再開いたします。

(10時30分再開)

日程9 協議第1号 農用地利用集積等促進計画案の意見聴取について

議 長

日程9 協議第1号 農用地利用集積等促進計画案の意見聴取についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。一之谷係長。

一之谷係長

(協議第1号朗読)

49ページをご覧ください。令和5年5月8日付けで市の農林課より意見聴取の依頼があがってきています。こちらの内容につきましては、新潟県農林公社に貸し付けている農地に関して、耕作者を変更することについての意見聴取です。

中間管理機構を通した農地の貸し付けについては、諸事情により耕作者を変更するということが多々ありました。今までの方式では農用地利用配分計画を作成しまして、県知事の認可・公告を受けて耕作者の変更を行い、農業委員会としては毎月の総会の報告事項として「農用地利用配分

計画の認可について」という形で報告されておりました。

しかし、今年4月で農用地利用配分計画が廃止されたことにより、中間管理機構を通じた契約における耕作者の変更等については農用地利用集積等促進計画という方式で行うことになりました。この農用地利用集積等促進計画につきましては、農林公社に送付する前に農業委員会であらかじめ内容について意見を聞くということになっておりまして、法改正後、初めて協議案件としてあげさせていただいたものです。このあと農業委員会で意見を聴取したもののについては、意見がある場合にはその旨を付して農林公社へと送付します。その後、県知事の認可と公告がされまして、貸借権が新しい耕作者に変わるというのが一連の流れです。

50ページからの表をご覧ください。左から順に、申請に係る土地、当初の耕作者、新しい耕作者が記載されております。その右の納入方法につきましては、お金でやり取りをする場合は口座振替、お米でやり取りする場合は物納と書かれています。また、物納の場合にも賃料の欄に金額の記載がございますが、これは物納するお米をお金で換算したものです。

内容について説明します。

番号1番から13番までです。貸借権を移転する者と賃借権の移転を受ける者は親子の関係で、経営移譲によって賃借権を移転するものです。

14番から26番までです。今まで耕作していた法人が事業を停止することにより、その法人から引き継ぎ先の法人に貸借権を移転するものです。

27番から59番までです。今まで個人の名義で借り受けていたものを、自身の設立した法人へと貸借権を移転するものです。以上です。

議 長

ただいまの説明について質疑を行います。

(質問、意見なし)

無いようですので、質疑終わりにご異議ございません

か。

(異議なしの声)

異議なしと認め、よってお諮りをいたします。協議第1号については原案のとおり承認するにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、協議第1号は全て承認されました。

日程10 その他

議 長

日程10 その他についてですが、何かありますでしょうか。農業委員10番棚村光正委員。

10番棚村委員

認定農業者と農業委員会との意見交換会についてです。以前の総会でもご報告しましたが、6月10日(土)午後2時00分よりふれ愛支援センターで開催いたします。

講演では、「サルとイノシシの生態と対策について」を長岡技術科学大学の山本麻希准教授から90分ほど講演いただきます。農業委員のなかで興味があるという方がいましたら、今ここで人数を確認したいので、挙手をしていただいてもよろしいでしょうか。

1人でよろしいでしょうか。なお、役員には全員出席していただきますのでよろしくお願いいたします。以上です。

議 長

ただいまの報告について質問、意見はございますでしょうか。

(質問、意見なし)

無いようですので、棚村委員ありがとうございました。また、先ほどの挙手については、当日の席順を考えるた

めのもので、当日人数が増えても問題ありません。また、内容もサルとイノシシという近年問題のタイムリーな話題ですので、多くの委員から出席していただければと思っております。

他に何かありますでしょうか。農業委員 15 番井上秀樹委員。

15 番井上委員

幹事会より 2 点お知らせいたします。

- ・親睦会費の会計処理について
- ・顔合わせ会の日程について

以上です。

議 長

ただいまの報告について質問、意見はございますでしょうか。

(質問、意見なし)

無いようですので、井上委員ありがとうございました。

他にございますでしょうか。古藤局長。

古藤局長

本日配布いたしました、「農業経営意向に関する調査票」についてご説明いたします。

皆さんもご存じかと思われませんが、令和 7 年 4 月 1 日より地域計画による促進計画というものに契約方法が変わります。それに先立ちまして、農業委員会では目標地図の素案を作成することになっており、そこでは、農地の所有者の意向を落とし込んで地図を作成していきます。6 月の市議会で予算が通りましたら、対象者の詳細についてはこれから決めていきますが、農地の所有者にアンケートを取ります。設問をご覧いただくと、経営規模を拡大するのか、縮小するのか、または現状維持なのか、現状維持でなければ規模をどのような予定で変えていくのか、など細かく設問が分かれております。これでも必須項目だけを抽出したもので、ここに任意項目というものが加わりますと、アンケートのページ数が増えてしまいます。それではアンケー

トに回答するのが大変になってしまいますので、必須項目だけにしたものがお配りした用紙です。ただ、これもまだ案でして、それは最後の設問を見ていただくとわかるのですが、「回答された意向を農地の調整のために都道府県をまたいで公開してもよいか」という設問があります。そこで選択肢を見ていただくと、「県内までは可」「県外も可」の2つしかなく、「不可」という欄がありません。その選択肢を増やしてもよいか県に確認を取ったのですが、国の方に聞いてみるということで、きちんとした回答が得られておりませんので、確定できないのが実情です。ただ、なるべく農家の皆様に負担とならないようにアンケートを取りたいと考えております。

アンケートの内容が固まったら夏の間アンケートをまとめまして、秋以降に目標地図に落とし込む作業を行います。その後、受け手農家の皆さんの意向を集約していく必要があります。本来であれば地域ごとに認定農業者の方などから集まっていたら、農地集約の役割分担をするのが正当ではありますが、中には地域をまたいで耕作をされている方もいらっしゃいます。細かい話ではありますが、意向確認は市町村ごとの裁量で行うものですので、例えば農業委員の皆さんに少しずつ意向を聞いていただくとまとめがスムーズに行えるのではないかと、などやり方を検討しながら、今年度のうちに今回お配りした意向調査票をもとにした目標地図の素案作りを進めていきたいと考えております。以上です。

議長

ただいまの報告について、質問、意見はございますでしょうか。推進委員 23 番水澤委員。

推 23 番水澤委員

先ほどの話の中に「目標地図に落とし込む」という話がありましたが、具体的にはどうやって作成していくのですか。

議長

古藤局長。

古藤局長

「農業委員会サポートシステム」というものがありまして、そちらに意向調査の結果を入力するとあらかじめ色分けされた地図が出力されます。その後、サポートシステムにはシミュレーション機能というものがありますが、これを使って農地の色分けをしていきます。現状のままではいろいろな耕作者が混ざった煩雑な状態ですので、それをある程度集約していくような形を想定しています。

推 23 番水澤委員

ありがとうございました。

それからもう1点よろしいでしょうか。農業委員会にタブレット端末が支給されていますが、それに関する使用状況を教えてください。

古藤局長

現在12台のタブレット端末が事務所に保管されています。利用状況についてですが、事務局が現地確認をする際に、地番を検索すると所有者と耕作者の情報に加えてGPSで位置がわかりますので、農地情報だけではどこにあるかがよくわからない農地を確認するのに使用しています。

このタブレット端末については、委員の皆さんにも利用していただきたいので、ご興味がある方がいらっしゃれば1週間程度お貸ししたいと考えております。

主な機能ですが、地番を検索すると、対象の農地の所有者と耕作者、それから位置情報がわかります。スマートフォンから閲覧できる農地ナビですと、地番と地目はわかりますが、耕作者がわかりませんので、タブレットを使うことで委員の皆さんの集積活動に役立つのではないかと思います。

ただ、タブレットの貸し出しについてですが、システムの機能の影響か電池が切れやすいので、借りたい場合はお早めに事務局までお申し付けください。また、こちらのタブレット端末にはSIMカードが入っていますので、通信費はかからないと思っていただいても大丈夫です。改選前でも興味があればお貸しするので、ご自身の集積活動に役立っていただければと考えております。以上です。

推 23 番水澤委員 議 長	<p>ありがとうございました。</p> <p>他にありますでしょうか。農業委員 16 番駒形委員。</p>
16 番駒形委員	<p>話は変わるのですが、相続放棄地の管理について 2 点聞かせてください。</p> <p>1 点目です。相続放棄地の畔草を刈ってほしいなどの要望はどこにすればいいのでしょうか。</p> <p>2 点目です。ある相続放棄地には昨年まで作業委託といった形で、正式な契約を結ばずに耕作されていた方がいらっしやったのですが、今年度以降新しく別の誰かが契約を結んで耕作したいという話を持ってきた場合、契約できるのかどうかを教えてください。</p>
議 長	<p>一之谷係長。</p>
一之谷係長	<p>まず、相続放棄地の管理はだれがするかということですが、現状問い合わせできる機関がございません。</p> <p>次に、相続放棄地を借りたいという話があった場合についてですが、県知事の裁定を受けたうえで新潟県農林公社を仲介した貸借をするというのは可能です。以上です。</p>
議 長	<p>駒形委員、それでよろしいでしょうか。</p>
16 番駒形委員	<p>ということは、誰も借り手がいなかったら荒地のままにしておくしかないのでしょうか。</p>
議 長	<p>これは農業委員会だけでなく、多面的事業でも言われていることなのですが、現状では皆で管理するという方法しかないのが現状です。</p> <p>所有者がいればもちろんそちらの方に連絡は取りますが、いない場合はそういう形になると思います。</p> <p>その他ですが、他にありますでしょうか。無いようでしたら、本日の総会はこれで終了させていただきます。</p> <p style="text-align: right;">(10 時 50 分閉会)</p>

上記、会議の次第は書記が記載したものであるが、その内容は真正であることを確認して、ここに署名する。

令和 5年 7月 20日

南魚沼市農業委員会長

並 木 孝 夫

会 議 録 署 名 委 員

井 上 秀 樹

会 議 録 署 名 委 員

駒 形 哲 也
